

スペインのワイン産地は「ブルゴーニュ化」できるのか？

—既存制度への対抗から生まれる伝統・文化の萌芽—

The rising terroir culture in the Spanish wine industry



児玉 徹：流通経済大学流通情報学部 准教授

略 歴

株式会社電通、九州大学及び筑波大学准教授、カトリックルーヴァン大学法学部（ベルギー）招聘教授（Visiting Fellow/Global Law Professor）、コロンビア大学及びデューク大学（米国）法科大学院客員研究員（Visiting Scholar）、オークランド大学（ニュージーランド）メディア研究科客員研究員（Research Fellow）等を経て、現職。筑波大学大学院国際経営プロフェッショナル専攻（MBA）でも教鞭を執る。

[要約] 世界屈指のワイン生産国であるスペインにおいては、地理的表示制度を利用したワイン産地の地域ブランドの確立が十分に進んでおらず、グローバル市場において熾烈な地域ブランド競争の中にある同国のワイン産地にとって、大きな課題となってきた。この状況下で、近年、同国のワイン産地において、既存の地理的表示の枠組みを改定して、新しい制度を導入する動きが活発化してきた。

この点に関連して、本稿では、DOCaリオハ（Rioja）、DOCaプリオラート（Priorat）、DOカバ（Cava）というスペインを代表する三つの地理的表示に関する事例を取り上げ、それら事例における関連主体の行動と導入された新制度の内容、そして政治的な対立軸から生まれる伝統・文化の萌芽について、多面的に分析を行う。

1. はじめに

スペインは、ワイン生産量において世界第三位、ワイン用ブドウ栽培面積において世界第一位にある、世界屈指のワイン生産国である（OIV, 2019）。ワイン産業はスペインにおける最重要産業の一つであり、その発展のために、同国の地理的表示制度を利用したワイン産地の地域ブランドの確立・推進が重要な課題となってきた。

地理的表示制度には強い法的強制力がある。つまり、地理的表示の指定を受けた地域

の名称を商品に使用するためには、当該地理的表示について定められた生産基準（対象となる産地の区画、生産方法などを定めた基準）を満たす必要がある。その生産基準を満たさない商品に地理的表示を使用する行為は違法行為となる。この法的強制力を持つ地理的表示制度を利用して農産地に関する地域ブランドを確立することができれば、当該農産地で生産される個々の農産物の市場競争力を全体的に向上させることにつながる。また、産地名が世界に広がることによって、産地を訪れる観光客の数も増加し、当該産地における

ツーリズム産業の活性化にもつながる。そして地理的表示指定を受けた産地の生産基準において定められた様々な方法や慣行は、当該産地の伝統・文化として発展していく。

しかし本稿で述べるように、スペインの地理的表示制度は、同国のワイン産地の地域ブランド推進において効果的に機能してこなかった。このことは、EU市場およびアメリカや日本、中国といった海外市場において熾烈な地域ブランド競争の中にある同国のワイン産地にとって、大きな問題となってきた。

こうした中、スペイン国内で地理的表示指定を受けたいいくつかのワイン産地において、近年、中小規模ながらも国際的な知名度のあるワイン生産者が先陣を切って声を上げ、個々のブドウ畑のブランディングをより効果的に推進できるように既存の地理的表示の枠組みを改定すべきとの主張を展開するようになった。そしてその主張は、様々な関連主体を巻き込みながら大きくなるとなり、既存の枠組みにフランスのブルゴーニュで運営される階層型AOC制度に類似した新制度を導入することにつながっていった。その過程では、既存の枠組みから完全に脱退して、独自の新しい枠組み作りに向かう者もいた。

こうした事象が発生した代表的な事例が、DOCaリオハ（Rioja）、DOCaプリオラート（Priorat）、DOカバ（Cava）というスペインを代表する三つの地理的表示に関する事例である。本稿では、この三つの事例を分析し、関連主体の行動と導入された新制度の内容、そして政治的な対立軸から生まれる伝統・文化の萌芽について、分析を行う。

なお本稿は、科学研究費プロジェクト「ワインツーリズム推進策の国際比較的地域からの政策人類学的な研究」（18K11861）の成果の一つとして発表するものである。

2. スペインにおける ワインに関する地理的表示制度

まず、スペインを含むEU加盟国が運営するワインに関する地理的表示制度が土台とするEUワイン規則の概略と、同規則におけるスペインのワインに関する地理的表示制度の位置付けを述べたい。

地理的表示制度は、フランスにおいて1935年に設立されたワインに関するAOC（Appellation d'Origine Contrôlée/原産地統制呼称）制度において、初めて確立された。その後、AOC制度の成功により、スペインやイタリアなどの国でも類似の制度が設立された。そして1970年から、EU域内におけるワインの地理的表示制度を統合する試みがなされ、2008年にワインの地理的表示に関するEUの統一規則（理事会規則479/2008/以下「EUワイン規則」と称す）が制定された。スペインを含むEU加盟国のワインに関する地理的表示制度は、このEUワイン規則に適合させるかたちで整備され、現在に至っている。

EUワイン規則においては、ワインに関する二種類の地理的表示、つまりPDO（Protected Designation of Origin/保護原産地呼称）とPGI（Protected Geographical Indication/保護地理的表示）が定められている。このEUワイン規則上の二つのカテゴリーには、表1に記したとおり、指定要件におい

て違いがある。

スペインのワインに関する地理的表示制度においては、PDOに対応するカテゴリーとして、DOCa(Denominacion de Origen Calificada)、DO (Denominación de Origen)、VCIG (Vino de Calidad con Indicación Geográfica)、VP (Vinos de Pago) という四つのカテゴリーが設定され、PGIに対応するカテゴリーとしてVT (Vino de la Tierra) が設定されている(表2/比較対象としてフランスのAOC制度のカテゴリーも併記した)。

DOCa、DO、VCIGの間には、「より高品質なワインを生み出す産地」という観点から、DOCaを最上位とし、DOCaの次にDO、DOの次にVCIGが位置付けられる、というヒエラルキー構造が存在する。VCIGに認定されてから5年が経過するとDOへの昇格を申請することが可能になり、DOに認定されてから10年が経過するとDOCaへの昇格を申請することができる。

DOCa、DO、VCIGに認定された産地に関しては、当該産地の範囲や、使用可能なブドウ品種、最大収量、ブドウ栽培方法、醸造方法等について定めた生産基準が制定される。そして、その生産基準に依拠した地理的表示の管理運営を統括する原産地呼称統制委員会(Consejo Regulador) が当該産地において設けられる。

VPは、高い社会的評価を確立したワイン

用ブドウの畑の名称を法的に保護することを目的とする。VPの対象となるブドウ畑は、上述のDO、DOCa、VCIGに認定されたワイン産地内に位置していることを要件とはしない。つまりVPはこれら三つのカテゴリーにより構成されるヒエラルキー構造からは独立したカテゴリーである¹。

現時点でDOCaに認定されているワイン産地は、リオハ(1991年認定)とプリオラート(2000年認定)の二つのみである。2019年時点でDOに認定されているワイン産地の数は68、VCIGに認定されているワイン産地の数は7、VPに認定されているブドウ畑の数は19である。

図1は、スペインの主要ワイン産地の位置を示したものであり、リオハ(本稿3)及びプリオラート(本稿4)の位置、そしてDOカバ(本稿5)の対象エリアの主要部分を占めるペネデス(Penedès)の位置を確認できる。DOカバの対象エリアの位置については図6も参照されたい。なお、DOCaリオハの対象エリアの面積は約65,000ha、DOカバの対象エリアの面積は約38,000ha、DOCaプリオラートの対象エリアの面積は約2,000haと、対象面積の規模に大きな差がある。

1 VPに関しては、VPに認定されたブドウ畑の所在地に偏りがある、VPに認定されたブドウ畑の中には高い社会的評価を維持していないものもある、VPというカテゴリーの認知度が消費者の間で低いなど、いくつかの問題が指摘されている。本稿では詳しく述べないが、こうした状況下で、VPに対抗するかたちで、2003年に一部のワイン生産者がGPE(Grandes Pagos de España)という団体を立ち上げて、自らがワインづくりを営む単一畑のブランド化を推進している：<https://grandespagos.com/en/home-en/>。

表1:PDOとPGIに関する主な登録条件の比較

	PDO	PGI
商品と産地との因果関係	「そのワインの品質 (quality) 及び特性 (characteristics) が、本質的または排他的に、固有の自然的及び人的要因 (inherent natural and human factors) を有した特定の地理的環境に由来すること」	「そのワインが、地理的由来に帰せられるべき品質 (quality)、社会的評価 (reputation)、またはその他の特性 (characteristics) を有していること」
対象産地のブドウの使用義務	PDO の対象となる産地のブドウを 100% 使用してつくる必要あり	PGI の対象となる産地のブドウを 85% 以上使用してつくる必要あり
使用可能なブドウの品種	ヴィティス・ヴィニフェラ種に属するブドウ品種のみが使用可能	ヴィティス・ヴィニフェラ種に属するブドウ品種又はヴィティス・ヴィニフェラの交配品種を使用することが可能

表2:EUワイン規則とスペイン及びフランスのワインに関する地理的表示制度の比較図

EU ワイン規則	スペインの地理的表示制度	フランスの地理的表示制度
PDO (Protected Designation of Origin)	DOCa (Denominación de Origen Calificada) DO (Denominación de Origen) VCIG (Vino de Calidad con Indicación Geográfica) VP (Vinos de Pago)	AOC (Appellation d'Origine Contrôlée)
PGI (Protected Geographical Indication)	VT (Vino de la Tierra)	IGP (Indication Géographique Protégée)

図1:スペインにおける主要ワイン産地²



3. DOCa リオハをめぐる新制度導入に関する動き

3.1 既存制度に対する不満と新制度導入を望む声の高まり

スペインを代表するワイン産地の一つであるリオハは、リオハ・オリエンタル (Rioja Oriental)、リオハ・アルタ (Rioja Alta)、リオハ・アラベサ (Rioja Alavesa) という三つのサブエリアにより構成され、総面積は65,000haに及ぶ。2019年時点で815のワイナリーがワイン生産を行なっている³。

2 図1は大手飲料メーカーであるキリンググループのウェブサイトから抜粋したものである：https://www.kirin.co.jp/entertainment/wine_academy/knowledge/region/spain.html

3 リオハの原産地呼称統制委員会が発行した「Rioja in Figures: 2019 Statistics」を参照：https://www.riojawine.com/wp-content/uploads/2020/05/STATISTICS_RIOJA2019.pdf

リオハは、1925年にDOとして認定を受けた後、1950年代から1960年代にかけてスペインを統治したフランコ独裁政権の下でワイン生産を活発化させて、国際的な認知度を高めていった。そして1970年代に入ると、リオハのワイン産業は国内外からの投資を受けてさらに拡大し、リオハは1991年にスペインで最初のDOCaに認定された。

近年、リオハのワイン関係者は、同地域の重要な収益源の一つに成長しつつあるワインツーリズムの推進にも力を入れている。筆者がスピーカーの一人として2019年に参加した欧州最大規模のワインツーリズムに関する国際会議 International Wine Tourism Conference (IWINETC) の第11回年次総会⁴は、バスク州アラバ県の中心地であるVitoria-Gasteizで開催されたが、リオハのワイン産地に近く、同会議においてはリオハのワインツーリズムに関するプレゼンやイベントが複数実施され、活況を呈していた（写真1）。

このようにスペイン屈指のワイン産地として発展を遂げたリオハであったが、DOCaリオハの生産基準に大きな不満を抱くワイン生産者も出てきた。その主な要因は、当初、DOCaリオハの生産基準においては、DOCaリオハの認証ワインとして製造販売するワインのラベルには「Rioja」という産地名の表記のみが認められ、より小さいブドウ栽培区画の名称をワインラベルに表記することは認められていなかったことにある。

この状況下で、DOCaリオハの生産基準を改定して、一定の「より厳しい基準」を満たせば、DOCaリオハの表記とともに当該ブドウ畑の名称をワインラベルに表示することを可能にすべきとの声が、リオハの中小規模のワイナリーの間で強まっていった。ここで意識されていたのは、フランスのブルゴーニュにおいて運営されている階層型AOC制度（図5）と類似の制度をDOCaリオハの枠組みに導入することであった。

しかしこのワイン生産者からの要望に対しては、当初、リオハのワイン生産者団体から反対する声があり、DOCaリオハを統括する原産地呼称統制委員会の動きも鈍かった。González & Dans (2018)によれば、2016年に開催された「Classifications of quality wines future challenge or a mirage for Rioja?」と題する会議において、Riojan Association of Family Cellarsという団体がDOCaリオハの対象エリアを細分化する案を提案したところ、DOCaリオハにおけるワイン生産額の三分の二以上を占める50のワイン生産者から構成されるGrupo Riojaという団体が反対し、結局、同会議は、リオハにおいて長年維持されてきた「熟成期間に基づくワインの格付け制度⁵」に依拠することの重要性が強調されて終わったという。

このケースにおけるGrupo Riojaの態度の背景には、ワインに使用するブドウの調達先をDOCaリオハが対象とする広域圏において

4 IWINETCのウェブサイトを参照：<https://www.iwinetc.com/2019spain/programme/>

5 リオハにおいては、熟成期間の観点から、ワインを、格付けの高い順にグラン・レセルバ (Gran Reserva)、レセルバ (Reserva)、クリアンサ (Crianza) の三つに分類する制度が維持されてきた。

確保しておきたいという思惑や、DOCaリオハの枠組みにおいて一定の高い基準を満たした特定のブドウ栽培地がそれを満たさないブドウ栽培地より「上位」に置かれることへの懸念、そしてリオハにおいて長年維持されてきた「熟成期間に基づくワインの格付け制度」の意義が薄れることへの危機感があったものと推測される。リオハのようなワイン産地においては、大規模なワイン生産者やワイン団体の政治的な発言力が強く、DOやDOCaを統括する原産地呼称統制委員会もそうした政治力のある声に従ってきたという指摘もある(González & Dans, 2018)。

こうした中、リオハの著名な二人のワイン生産者 - Juan Carlos López de LacalleとTelmo Rodriguez - による既存のDOCaリオハ制度に対する「闘争」が、メディアにおいて大きな注目を集め、最終的にDOCaリオハを統括する原産地呼称統制委員会は、新制度の導入に踏み切った。

3.2 Juan Carlos López de Lacalle (Artadi)の反乱 —DOCaリオハからの脱退

Juan Carlos López de Lacalle (写真2)は、リオハ・アラベサの著名ワイナリーであるArtadiの経営者である。

López de Lacalleは、世界的に著名なワインジャーナリストであるRobert Parker (写真3)が2004年に発行したRobert Parker's

Wine Personalities of the Yearにおいて2004年を代表するワイン生産者の一人に選ばれた著名人であり、Artadiがつくる「Vina El Pison」と名付けられたワインは、Parkerによる高い評価もあって市場での評価も高く、ボトル一本あたりの平均価格は約3万3千円である⁶。このワインは「El Pison」と呼ばれる2.8haの小さな畑において有機農法で栽培されるブドウからつくられる。

上述のとおり、当初、DOCaリオハの生産基準においては、DOCaリオハの認証ワインとして製造販売するワインのラベルには「Rioja」という産地名の表記のみが認められ、より小さいブドウ栽培区画の名称をワインラベルに表記することは認められていなかった。「ブドウ畑のテロワールと自然環境の表現⁷」を社是として掲げるLópez de Lacalleは、これに反発し、「Laguardia」という自らがワインづくりに従事する土地の名称をラベルに記したワインを製造販売し、DOCaリオハを統括する原産地呼称統制委員会との間で軋轢を生み出していた⁸。

最終的にLópez de Lacalleが運営するArtadiは、2015年12月に、DOCaリオハの枠組みから脱退した。ArtadiがDOCaリオハの枠組みから脱退したことは様々なメディアによって報じられ、あるメディアは、DOCaリオハ制度における「テロワールに関する観点の欠如 (lack of focus on terroir)」がArtadi

6 世界最大級のワイン関連データベースであるWine Searcherのウェブサイト参照：<https://www.wine-searcher.com/find/artadi+vina+el+pison+altava+spain>

7 Artadiのウェブサイト参照：<https://artadi.com/en>

8 Fortune 2016年1月26日付記事：<https://fortune.com/2016/01/26/spain-secession-wine/>

による脱退の要因であると報じた⁹。

DOCaリオハの枠組みから脱退したことにより、Artadiは、自らがつくるワインに「Rioja」という地理的表示を使用できなくなり、テーブルワイン（Vino de Mesa）として販売している。他方でArtadiは、当該枠組みの生産基準上の条件に縛られることのないワインづくりに従事できるようになった¹⁰。Artadiのつくるワインは、DOCaリオハの脱退後も、市場で高い評価を受けている。

3.3 Telmo Rodriguezによる社会運動の展開

Artadiの経営者であるJuan Carlos López de LacalleがDOCaリオハの枠組みから脱退したのに対して、同じくリオハの著名なワイン生産者の一人であるTelmo Rodriguez（写真4）は、既存のDOCaリオハ制度に不満を抱く他のワイン生産者と連携して社会運動を展開した。この社会運動の目的は、DOCaリオハの生産基準を改定し、DOCaリオハの対象地域内のより小さなブドウ栽培地区の名称を、DOCaリオハの認定を受けたワインのラベルにおいて表記できるようにすることであった。

この社会運動の一環として、2015年にRodriguezは、数多くのワイン関係者を集め

た「Denomination of Origin - Identity and Differentiation」と題する会議をリオハで開催し、DOCaリオハの生産基準改定に向けた様々な議論を行った。同会議には、2012年にDOカバの枠組みから離脱した著名ワイナリー — のRaventós i Blancの経営者Pepe Raventós（本稿5.2参照）や、DOCaプリオラート（本稿4）を統括する原産地呼称統制委員会の代表者も参加した¹¹。そしてRodriguezは、DOCaリオハの生産基準改定を提言するマニフェストを作成し、150人以上のワイン関係者からの署名を得て、同マニフェストを公開した¹²。同マニフェストにおいては、DOCaリオハの生産基準を改定して、フランスのブルゴーニュにおいて運営されている階層型AOC制度（図5）をモデルとした制度が導入されるべきことが述べられた¹³。

Rodriguezは、2015年にThe Drink Business誌がRodriguezに対して行なったインタビューにおいて、DOCaリオハ制度に対する批判とともに、リオハのワイン産業の現状に対する様々な批判を述べているが¹⁴、その内容は概ね以下の三つにまとめられる。

第一に、Rodriguezは、リオハの大規模なワイン生産者が低価格なワインを大量生産することを非持続的（unsustainable）である

9 *The Drink Business* 2016年4月12日付記事：<https://www.thedrinksbusiness.com/2016/04/the-battle-for-spanish-wine/>

10 前掲注9の記事を参照。

11 *Spanish Wine Lover* 2015年11月10日付記事：<https://www.spanishwinelover.com/learn-142-does-terroir-matter-in-spains-appellations>

12 *Spanish Wine Lover* 2016年1月8日付記事：<https://www.spanishwinelover.com/learn-155-a-manifesto-in-favour-of-spains-unique-vineyards>

13 *Seven Fifty Daily* 2019年5月9日付記事（<https://daily.sevenfifty.com/why-spanish-producers-are-seeking-burgundy-style-classifications/>）及び*The Drink Business* 2016年1月11日付記事（<https://www.thedrinksbusiness.com/2016/01/trade-rallies-together-in-defence-of-spanish-terroir/>）を参照。

14 *The Drink Business* 2015年6月25日付記事：<https://www.thedrinksbusiness.com/2015/06/rioja-a-victim-of-its-own-success/>

として批判している。こうした状況が続けば、DOCaリオハの地域ブランド価値が希釈化され、薄利多売でも経営が成り立つ大規模ワイン生産者のみが生き残ることへの危機感の表明とも言えよう。またRodriguezは、自分自身は「よりいいワインを生産するために、生産量を減少させている」とも述べている。

第二に、リオハの多くのワイン生産者が、質より量を追求する過程で、ブドウ畑におけるブドウ品種の植え替えを行い、リオハの伝統的な土着品種から、より収穫量の多い品種やフランス系の国際品種へ移行していったことに対する批判である。

第三に、リオハにおいて長年維持されてき

た「熟成期間に基づくワインの格付け制度」に対する批判である。Rodriguezは、「リオハには、オーク樽と熟成の話題が多すぎる」「我々は土地への感性（sense of place）を喪失してしまった」「我々はテロワールについて語るべきである」などと述べている。この点に関してRodriguezは、リオハは「工程（process）」ではなく、「土地（place）」を売りにすべきである、とも述べている。

こうした批判を述べつつ、Rodriguezは、このインタビューの中で、フランス・ブルゴーニュ地方におけるグラン・クリュの概念（図5）をリオハに導入することの必要性を強調している。

写真1:第11回IWINETC年次総会の風景(筆者撮影)



写真2:Juan Carlos López de Lacalle¹⁵



写真3:Robert Parker¹⁶



写真4:Telmo Rodriguez¹⁷



15 写真2は*La Rioja* 2015年12月30日記事から抜粋したもの：<https://www.lomejordelvinoderioja.com/noticias/201512/30/lopez-lacalle-lidero-ningun-20151230171046.html>

16 写真3は*Decanter* 2019年5月17日付記事から抜粋したもの：<https://www.decanter.com/wine-news/robert-parker-retires-from-the-wine-advocate-414067/>

17 写真4は*Wine Anorak* 2020年1月6日付記事から抜粋したもの：<https://wineanorak.com/2020/01/06/meeting-telmo-rodriguez-re-discovering-historical-rioja-with-his-lanzaga-wines/>

3.4 DOCaリオハの生産基準における Viñedo Singularの導入

リオハのワイン生産者により上述の社会運動が推進された結果、2017年に、リオハの原産地呼称統制委員会は、DOCaリオハの生産基準において「Viñedo Singular（英語訳：Single Vineyard）」という新しいカテゴリーを設けることを決定した。DOCaリオハの生産基準¹⁸においては、DOCaリオハの対象エリア内にある特定のブドウ栽培区画をViñedo Singularとして登録するための条件が記載されている。表3は、Viñedo SingularとDOCaリオハの認定条件における差異を示している。DOCaリオハの生産基準において、Viñedo Singularの認定条件は「高品質なワイン（high-quality wine）を生産するための品質条件（qualitative requirements）」として位置づけられている。

こうした一定の条件を満たしてViñedo Singularとして認定されたブドウ栽培地の名称は、ワインのラベルにおいて、DOCaリオハの表記である「Denominacion de Origen Calificada Rioja」とともに表記することがで

きる（図2）。同時に、DOCaリオハの生産基準に則ってワインを生産する場合に、当該ワインのラベルに、当該ワインが生産された「村（municipality）」の名称、そしてその村が位置する「サブエリア」の名称（リオハ・アルタ、リオハ・アラベサ、リオハ・オリエンタルのいずれか）も表記できる（ただし当該ワインに使用したブドウの85%以上が当該「村」及び「サブエリア」で栽培されたものでなければならない）。Viñedo Singularとして認定されるブドウ栽培区画は、この「村」として把握されるエリア内にある特定のブドウ栽培区画を想定している。これらカテゴリーは、DOCaリオハの枠組みの中で、図3で示すヒエラルキー構造を有する。

DOCaリオハ内のブドウ栽培区画がViñedo Singularとして認定されるためには、表3にあるとおり、当該区画のブドウの木の樹齢が35年以上でなければならないが、限定的な小さな面積のブドウ栽培区画のみがこの要件を満たし得るものと考えられる。2019年時点で約100のブドウ畑がViñedo Singularとして認定されている¹⁹。

表3:DOCaリオハとViñedo Singularの認定条件における差異の例

		DOCa リオハ	Viñedo Singular (Single Vinyard)
対象となるブドウ栽培エリア		DOCa リオハの対象エリア全域	DOCa リオハの対象エリア内にある指定された特定のブドウ栽培区画
ブドウ収量の上限	赤ワイン用ブドウ	6,500kg/ha	5,000 kg/ha
	白ワイン用ブドウ	9,000kg/ha	6,922kg/ha
ブドウの木の樹齢		条件なし	最低 35 年以上

18 DOCaリオハの生産基準は、European Commissionが運営するE-Bacchusというオンラインデータベースから入手できる：<https://ec.europa.eu/agriculture/markets/wine/e-bacchus/index.cfm?language=EN>

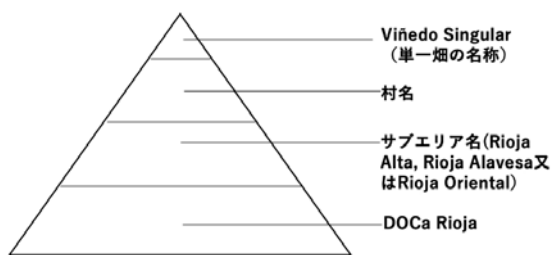
19 スペインの農林水産省が発行した2019年6月28日付資料を参照：https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2019-11186

なお、リオハにおいて長年維持されてきた「熟成期間に基づくワインの格付け制度」は、そのまま維持されている。

図2:DOCaリオハの新制度に依拠したワインラベル表記の例²⁰



図3:DOCaリオハ制度におけるヒエラルキー構造



4. プリオラートにおける階層型 DOCa 制度の構築

4.1 プリオラートのワイン産地としての衰退と復活

12世紀からの長いワインづくりの歴史があるプリオラートは、スペインのカタルーニャ州タラゴナ県に位置するワイン産地である。プリオラートのブドウ畑は、急勾配の斜面に広がり、美しい景観を構成しているが（写真5）、そこでの農作業は過酷を極める。プリオラートでは2019年時点で109のワイナリー

がワイン生産を行なっている²¹。

プリオラートが1932年にDOに認定された際には、現在のような「高品質ワインを生み出す土地」としてのイメージは確立しておらず、その後も、プリオラートで栽培されたブドウを使って同地域内で製造されるDOプリオラート認定ワインに関して、確固たる地域ブランドをつくりあげることができなかった。その結果としてプリオラートでは、ワインづくりから離脱して都市部に流出する人材も増え、同地域のワイン産業は衰退の一途を辿った。

しかし1980年代に入ると、Alvaro Palacios（写真6）とRene Barbierを含む、それぞれ別の場所でワインづくりを行っていた「4人組」と呼ばれるワイン生産者がプリオラートに進出し、ガルナッチャ種などの土着のブドウ品種を使ったワインを生産し始めた。1989年に彼らは、共同の醸造施設で一つのワインをつくり、それぞれのラベルをつけて販売したところ、世界的なワインジャーナリストのRobert Parkerを含む世界のワインジャーナリストから高い評価を受けた。

特にPalaciosは、樹齢の高い土着品種のブドウの木からのブドウを使ったワインづくりにこだわり、急勾配地にある2.4haほどの小さな畑においてビオディナミ農法で栽培される樹齢100年近いガルナッチャ種のブドウの木からつくられる「L'Ermita（レルミタ）」

20 DOCaリオハの原産地呼称統制委員会のウェブサイトからの抜粋：<https://www.riojawine.com/en/rioja/types-of-wine/origin/>

21 DOCa（DOQ）プリオラートの原産地呼称統制委員会のウェブサイトに掲載されている2019年5月17日付記事を参照：<https://www.doqpriorat.org/en/press-releases/doq-priorat-introduces-the-names-of-the-land-the-brand-new-qualification-for-the-appellations-wines/>

と名付けられたワインを世に出し、国際的に高い評価を得た。同ワインのボトル一本当たりの平均価格は約10万円である²²。さらにPalaciosは、Decanter誌の「マン・オブ・ザ・イヤー 2015」にも選ばれた。

Palaciosらの成功は、プリオラートのワイン産地としての国内外における認知度を飛躍的に向上させることになり、プリオラートに進出するワイン生産者の数も急増した。そうしたワイン生産者には、ペネデス地域の大規模ワイン生産者であるCordorniuやFreixenetなどの大手ワイナリーも含まれる。

そして2000年にプリオラートは、スペインのワインに関する地理的表示制度において最上位のDOCa（カタルーニャ語でDOQ）に指定された。現在においてDOCaに認定されているのは、プリオラートと、1991年にDOCaに認定されたりオハ（本稿3）のみである。

勢いに乗るプリオラートのワイン関係者は、カタルーニャ州政府の支援を受けながら、プリオラートの山岳地帯に広がるワイン栽培地やオリーブ生産地の景観をUNESCOの世界遺産として登録することを目的としたキャンペーンを展開した²³。しかしながら、当該景観に関する「顕著な普遍的価値の証明」ができず、結局、当該景観の世界遺産登録は実現していない。

4.2 ブルゴーニュを模倣した階層型DOCa制度の設立

2000年にDOCaに認定されたことにより、プリオラートのワイン産地としての名声はさらに高まることになった。しかし同時に、プリオラートのワイン生産者の間では、DOCaプリオラートという広域圏を対象とした地域ブランド価値を基盤としながら、同広域圏内の個々のワイン生産者のブドウ栽培地を地域ブランド化することを可能にする制度、言わばブルゴーニュの階層型AOC制度を模倣した制度を、DOCaプリオラートの枠組みに導入する声が強くなっていった²⁴。このブルゴーニュ型制度の導入に向けた動きを主導した人物の一人が、プリオラート再興の立役者の一人であり、DOCaプリオラートを統括する原産地呼称統制委員会のボードメンバーでもあったAlvaro Palacios（本稿4.1）であった。

そして2019年に、DOCa（DOQ）プリオラートの枠組みにおいて、ピラミッド型の五層構造をもつワイン栽培地の格付制度が導入された。DOCaプリオラートの原産地呼称統制委員会が発行した「The Names of the Land」と題する説明書²⁵においては、リオハにおける伝統的なワインづくりの文化の消滅と、リオハの様々なブドウ畑がもつ特異性（singularity）の喪失に対する危機感が、この制度の設立の

22 世界最大級のワイン関連データベースであるWine Searcherのウェブサイトを参照：<https://www.wine-searcher.com/find/alvaro+palacio+1+ermita+velle+vinyes+doca+priorat+catalonia+spain>

23 *Decanter* 2015年3月9日付記事：<https://www.decanter.com/wine-news/priorat-wine-producers-bid-for-world-heritage-status-1681/>

24 *The Drink Business* 2016年9月16日付記事：<https://www.thedrinksbusiness.com/2016/09/burgundian-approach-now-adopted-in-priorat/>

25 プリオラートの原産地呼称統制委員会が発行した「The Names of the Land」と題するDOCa（DOQ）プリオラートの新しい格付制度に関する説明書からの抜粋：同説明書は同委員会のウェブサイトからダウンロード可能：<https://www.doqpriorat.org/en/thenamesoftheland/>

背景にあることが記載されている。

本稿3で述べたリオハのケースでは、名門ワイナリーのArtadiがDOCaリオハ制度から離脱し、さらにTelmo Rodriguezによる数多くのワイン関係者を巻き込んだ社会運動が展開された結果として新しい制度が導入されたのに対して、プリオラートにおいてはそうした強い対立構造は発生せず新しい制度の導入に至った。この要因としては、以下のようなものが考えられる。

第一に、DOCaプリオラートの対象エリアの面積（約2,000ha）がDOCaリオハの対象エリアの面積（約65,000ha）よりはるかに小さく、利害関係者もより少なかったことから（リオハのワイン生産者数は815であるのに対してプリオラートのワイン生産者数は109）、産地での意見集約がしやすかったこと。

第二に、過去にワイン産地として完全に衰退した後、1980年代に入ってから劇的な復興を遂げたプリオラートにおいては、新しい制度を導入することへの抵抗感が少なかったこと。

第三に、リオハにおける新制度導入に向けた社会運動の盛り上がりを見て、DOCaプリオラートにおける新制度導入の必要性を比較的早い段階からプリオラートの関係者が理解していた、ということも考えられよう。この点に関連して、2015年にRodriguezが開催したリオハにおける新制度導入に向けた会議には、DOCaプリオラートの原産地呼称統制委員会の代表者も参加していたことを再度指摘

しておく（本稿3.3参照）。

そして第四に、プリオラート復興の立役者の一人であるAlvaro Palaciosが、DOCaプリオラートの原産地呼称統制委員会のボードメンバーとして新制度導入に向けたイニシアチブを発揮したことも重要である。

4.3 プリオラートの階層型DOCa制度の概要

図4は2019年にプリオラートに導入された五層構造をもつワイン栽培地の格付制度を図示したもの、図5はフランス・ブルゴーニュの階層型AOC制度を図示したものである。両図を比較すると、前者が後者を模倣して制定されたものであることが一目瞭然である²⁶。前者の最上位にあるGran vinya classificadaとして最初に認定されたブドウ畑は、Alvaro Palaciosの「レルミタ (L'Ermita)」と名付けられたワインを生み出すブドウ畑である（本稿4.1参照）。

表4は、DOCaプリオラートの新制度上の五つのカテゴリーのそれぞれに関する生産基準上の主要条件を示したものである。上の階層にあるカテゴリーになるほど、対象エリアが狭くなり、且つ、収量の上限が低くなるのは、ブルゴーニュの階層型AOC制度にも見られる特徴である（児玉, 2021）。規定条件を満たせばVi de Paratge、Vinya classificada又はGran vinya classificadaとして認定しうる459のブドウ栽培区画が、DOCaプリオラートの原産地呼称統制委員会によって策定されている。

26 Decanter 2020年3月21日付記事：<https://www.decanter.com/premium/the-new-doq-priorat-classification-434481/>

他方で、DOCaプリオラートの新制度においては、ガルナッチャ (Garnacha) とカリニェナ (Cariñena) という土着品種の一定程度の使用義務や、対象エリアのブドウの木の樹齢に関する条件など、ブルゴーニュの階層型AOC制度には見られない条件が定められている。

なおDOCaプリオラートの新制度においては、図4及び表4にある五つのカテゴリ以外に、

「Velles Vinyes (英語訳: Old Vineyards)」というカテゴリも設けられた。樹齢75年以上のブドウの木で構成されるブドウ畑、または1945年以前に植樹されたブドウの木で構成されるブドウ畑であれば、「Velles Vinyes」として認定が可能である。このカテゴリでの認定を受けたブドウ畑からつくられるワインのラベルには、「Velles Vinyes」と表記できる。

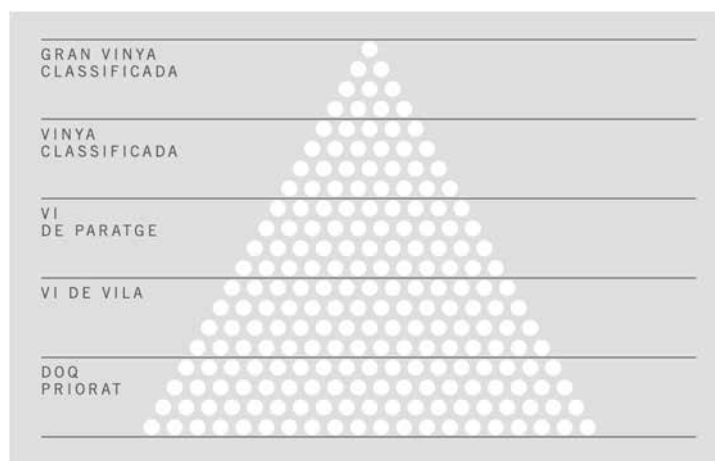
写真5:プリオラートの景観²⁷



写真6:Alvaro Palacios²⁸



図4:プリオラートにおける階層型DOCa制度²⁹



27 写真5はスペインのワインツーリズムに関するオンラインサイトwinetourismspain.comからの抜粋：
<https://winetourismspain.com/wine-regions/catalonia/priorat-wine-region/>

28 写真6はワインに関するオンラインジャーナル*Escapement*からの抜粋：
<https://www.escapementmagazine.com/lermita-alvaro-palacios-priorat-dcq.html>

29 図4は、プリオラートの原産地呼称統制委員会 (The Priorat DOQ Regulatory Council) が発行した「The Names of the Land」と題するDOCa (DOQ) プリオラートの新しい格付制度に関する説明書は同委員会のウェブサイトからダウンロード可能：
<https://www.doqpriorat.org/en/thenamesoftheland/>

図5:ブルゴーニュの階層型AOC制度(児玉, 2021)

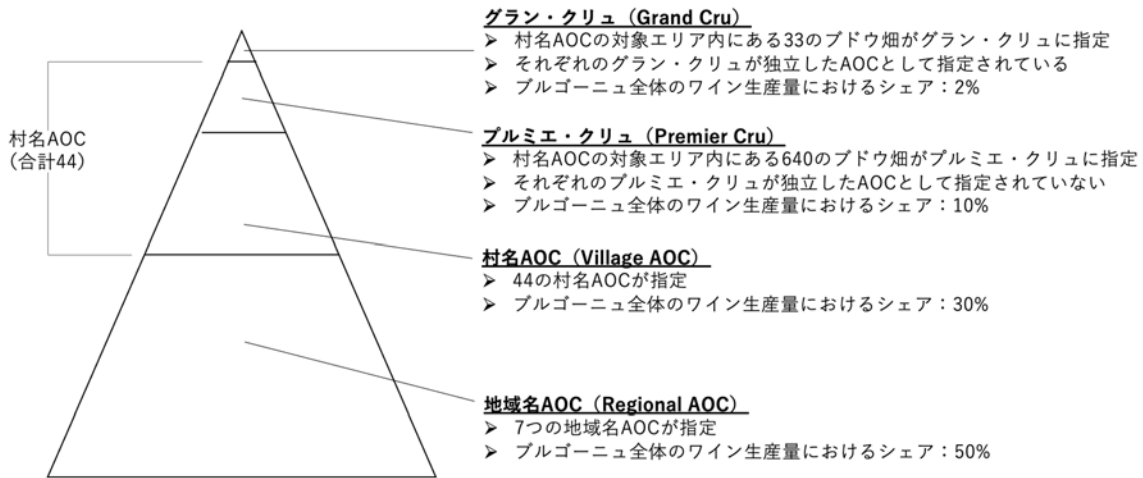


表4:プリオラートにおける階層型DOシステムにおける生産基準上の主要条件の例³⁰

		DOCa (DOQ) Priorat	Vi de Vila	Vi de Paratge	Vinya classificada	Gran vinya classificada
対象となるブドウ栽培エリア		DOCa プリオラートの対象地域全域	DOCa プリオラート対象地域内の指定された村の区画	DOCa プリオラート対象地域内の指定されたブドウ栽培区画	DOCa プリオラート対象地域内の指定された単一畑	DOCa プリオラート対象地域内の指定された単一畑
ブドウ収量の上限	赤ワイン用ブドウ	6,000kg/ha	5,000kg/ha	4,000kg/ha	4,000kg/ha	3,000kg/ha
	白ワイン用ブドウ	8,000kg/ha	7,000kg/ha	6,000kg/ha	6,000kg/ha	4,000kg/ha
使用可能なブドウ品種		DOCa (DOQ) プリオラートの生産基準において指定されているブドウ品種 (カベルネ・ソーヴィニヨン等の国際品種を含む)	少なくとも60%は土着品種であるガルナッチャ及び (又は) カリニエナを使用する義務あり	少なくとも60%は土着品種であるガルナッチャ及び (又は) カリニエナを使用する義務あり	少なくとも60%は土着品種であるガルナッチャ及び (又は) カリニエナを使用する義務あり	少なくとも90%は土着品種であるガルナッチャ及び (又は) カリニエナを使用する義務あり
対象エリアのブドウの木の樹齢		条件なし	90%のブドウの木が少なくとも樹齢10年以上。残りの10%のブドウの木が少なくとも樹齢5年以上。	90%のブドウの木が少なくとも樹齢15年以上。残りの10%のブドウの木が少なくとも樹齢5年以上。	80%のブドウの木が少なくとも樹齢20年以上。残りの20%のブドウの木が少なくとも樹齢5年以上。	80%のブドウの木が少なくとも樹齢35年以上。残りの20%のブドウの木が少なくとも樹齢10年以上。

5. DO カバをめぐる新制度導入に向けた動き

5.1 地理的表示としてのブランド価値が希釈化されたDOカバ

これまで、DOCaリオハとDOCaプリオラー

トに関する新制度導入についての動きを見てきたが、近年、DOに認定されたカバ (Cava) に関しても、新制度導入に向けた様々な政治的動きが展開されてきた。

通常、地理的表示は、地続きとなったエリアを対象としているが、DOカバは、シャン

30 表4は、前掲注29のプリオラートの原産地呼称統制委員会が発行した資料及びSpanish Wine Lover 2019年5月28日付記事 (<https://www.spanishwinelover.com/learn-379-a-guide-to-priorats-new-vineyard-classification>) を参考に筆者作成。

パーニュ式製法によるワインづくりが行われている複数の離れたワイン産地を対象としており（図6）、それら産地のうち、カタルーニャ州ペネデス（Penedès）地域がDOカバの認定を受けたワインの約90%を生産している。また、DOカバ認定ワインの生産量の70～80%を、CodorniuとFreixenetという二大生産者が生産している。

DOカバの対象エリアの面積は約38,000haで、2020年時点で370のワイナリーがDOカバ認定ワインの生産に従事している³¹。

「対象エリアが分散している」というDOカバの特殊事情から、DOカバは、スペインにおける特定のワイン産地の地域ブランドを表すものとしてではなく、DOカバ認定ワインの製造に用いられるシャンパーニュ式製法そのものに関する表示として捉えられる傾向が続いてきた。さらに、上述の二大生産者が大量生産型の低価格ワインの生産に力を入れてきたこともあり、国際市場においてDOカバ認定のスパークリングワインは、フランスのシャンパーニュワインの安価な代替物としての位置付けに甘んじてきた。

こうした状況下で、DOカバ対象エリア内の中小規模のワイン生産者の間で、DOカバの枠組みを改定して、同枠組みの中でDOカバ対象エリアのより小さなブドウ栽培地の地域ブランドを際立たせることを可能にすべきとの声が大きくなっていった。つまり、

DOCaリオハ制度において導入された「Viñedo Singular」（本稿3.4）やDOCaプリオラート制度において導入されたブルゴーニュの階層型AOC制度をモデルとした制度（本稿4.3）のような制度をDOカバ制度に導入することを求めたわけであるが、DOカバを統括する原産地呼称統制委員会の動きは鈍かった。

図6:スペイン国内に散在するDOカバの対象エリア³²
（黒くなっている場所がDOカバの対象エリア）



5.2 Raventós i Blanを含む複数のワイン生産者の離脱

DOカバに関する上述の状況は、自分の土地の「テロワール」を前面に出した地域ブランド展開を行いたいワイン生産者に大きなフラストレーションをもたらした。その結果、DOカバの枠組みから脱退するワイン生産者が続出した。

中でも注目を集めたのが、ペネデス地域の

31 DOカバの原産地呼称統制委員会のウェブサイトに掲載されている2020年10月26日付記事：<https://www.cava.wine/en/news-articles/do-cava-launches-new-website/>

32 図6はワイン関連企業であるWine Pleasureが運営するウェブサイトからの抜粋：<https://old.winepleasures.com/cava-rules/>。なおWine Pleasureは、筆者が参加したInternational Wine Tourism Conference（本稿3.1）の事務局としても機能している。

著名ワイン生産者の一つであるRaventos i Blancが2012年にDOカバを離脱したことである。Raventos i Blancの経営者であるPepe Raventos（写真7）は、2013年のDecanter誌によるインタビューにおいて、DOカバのことを「気候・土壌の観点からの地理的な特異性を表さず、ブドウの栽培基準も低い、収量のみ焦点を当てたDO (a solely volume-oriented DO with no geographical distinction in terms of climate and soils, with low viticultural standards)」と表現して批判している³³。

著名ワイナリーであるRaventos i BlancによるDOカバの離脱は様々なメディアにおいて報じられた。他のワイン生産者もDOカバから離脱し、2012年11月までに九つのワイナリーがDOカバを脱退した³⁴。こうして様々なワイン生産者から見捨てられる形となったDOカバについて、ワイン関連のオンラインジャーナルであるSeven Fifty Daily誌は、米国ニューヨークのワイン輸入業者Skurnik

Winesの担当者の「Raventos i Blancのワインを買う人は、それがDOカバの認定ワインであるから買うのではなく、Raventos i Blancのワインであるから買うのである」「Raventos i BlancとArtadiのワインは、DOの枠組みから脱退したことにより、むしろ売り上げが向上した」とのコメントを紹介している³⁵。

Raventos i Blancは、自社のホームページにおいて、自社畑のあるConca del Riu Anoiaという名の小さなブドウ栽培地を対象とした「DO Conca Del Riu Anoia」の設立を提唱している。この提案中のDOとDOカバの認定条件における差異を示したのが表5である。

写真7:Pepe Raventos³⁶



表5:DO Conca Del Riu Anoia(提案中)とDOカバの認定条件における差異の例³⁷

	DO カバ	DO Conca Del Riu Anoia (提案中)
対象となるブドウ栽培エリア	DO カバの対象エリア全域	Conca Del Riu Anoia と名付けられたベネデス地域にある特定のブドウ栽培区画
ブドウ収量の上限	12,000kg/ha	10,000kg/ha
使用可能なブドウ品種	DO カバの生産基準上で指定された品種（国際品種であるシャルドネ及びピノノワールを含む）であればどれでも使用可能	Xarello（チャレッコ）やMacabeo（マカベオ）を含む当該地域の指定された土着品種のみ使用可能
有機農法の実施義務	条件なし	ビオディナミ農法（有機農法の一つ）を用いる義務あり
ブドウの木の樹齢	条件なし	最低10年以上

33 Decanter 2013年3月15日付記事：<https://www.decanter.com/wine-news/new-breakaway-sparkling-wine-appellation-to-rival-cava-20501/>

34 Decanter 2012年11月2日付記事：<https://www.decanter.com/wine-news/producers-desert-cava-do-for-its-poor-image-24151/>

35 Seven Fifty Daily 2019年5月9日付記事：<https://daily.sevenfifty.com/why-spanish-producers-are-seeking-burgundy-style-classifications/>

36 写真7はRaventos i Blancのウェブサイトからの抜粋：<https://www.raventos.com/origins/generation/>

37 前掲注36のウェブサイトに掲載されている情報及びDOカバの生産基準をもとに筆者作成。

5.3 Cava de Paraje Calificadoの設立

上述の状況に直面したDOカバの原産地呼称統制委員会は、2017年に、DOカバの生産基準においてCava de Paraje Calificadoというカテゴリーを新設することを決定した。これは、DOカバ対象エリア内の「特定の土地の条件にリンクしたワインの品質に関する関心を高めること (to draw attention to the quality of some of its wines, especially linked to the conditions of a specific area)」を目的としたものであった³⁸。

DOカバの原産地呼称統制委員会のウェブサイトにおいては、Paraje Calificadoは「特別な土地 (qualified location)」を意味し、Cava de Paraje Calificadoの認定を受けるワインは、「特異なテロワールを有する小さな土地で栽培されるブドウからつくられるワイン」である、と述べられている³⁹。表6は、DOカバ対象エリア内のブドウ畑がCava de Paraje Calificadoとしての認定を受けるため

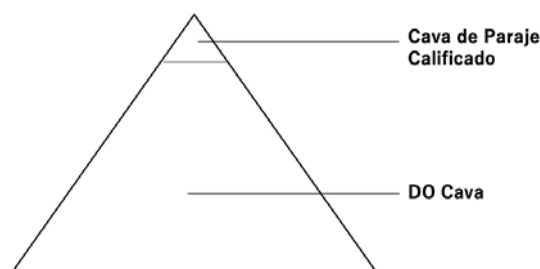
の主要条件とDOカバ認定条件との差異について示したものである。また図7は、DOカバ制度に新しく挿入されたヒエラルキー構造を表している。

上述のDOカバの原産地呼称統制委員会のウェブサイトにおいては、現時点でCava de Paraje Calificadoの認定を受けた八つのブドウ畑と当該ブドウ畑でワイン生産を行う主体の名称のリストが掲載されている。このリストには、DOカバ認定ワインの大手生産者であるCodorniu（本稿5.1）が運営する三つのブドウ畑も含まれる。他方で、Cava de Paraje Calificado の設立当初、GramonaやTorellóなど四つの小規模のワイン生産者が運営するブドウ畑がこのカテゴリーで認定を受けたが、本稿5.4で述べるとおり、これらワイン生産者は、Corpinnatと呼ばれる団体でのブランド展開に専念するために、DOカバから脱退した。

表6:Cava de Paraje CalificadoとDOカバの認定条件における差異の例

	DO カバ	Cava de Paraje Calificado
ブドウ栽培地	DO カバの対象エリア全域	DO カバの対象エリア内において指定された特定のブドウ畑
ブドウ収量の上限	12,000kg/ha	8,000kg/ha
ブドウの木の樹齢	条件なし	最低 10 年以上

図7:DOカバ制度に導入されたヒエラルキー構造



38 DOカバの生産基準は、European Commissionが運営するE-Bacchusというオンラインデータベースから入手できる：<https://ec.europa.eu/agriculture/markets/wine/e-bacchus/index.cfm?language=EN>

39 DOカバの原産地呼称統制委員会のウェブサイト：<https://www.cava.wine/es/categorias-tipos-de-cava/cava-de-paraje-calificado/>

5.4 Corpinnatの設立：既存体制に対するさらなる闘争

上述のとおり、DOカバの既存の枠組みに不満を抱いたRaventós i Blanを含む複数のワイン生産者が、DOカバ制度から離脱した（本稿5.2）。その事態に対応するために、Cava de Paraje Calificadoという新しいカテゴリーがDOカバ制度に導入された（本稿5.3）。しかし今度は、L'Associació d'Elaboradors i Viticultors Corpinnat（英語名称：The Association of Wine Producers and Growers Corpinnat/以下「Corpinnat」と称す）という名のワイン生産者団体のメンバーである合計九つのワイン生産者が、DOカバ制度に不満を抱き、さらにDOカバ制度の中で制定されたCava de Paraje Calificadoの枠組みにも満足せず、2019年にDOカバの枠組みから脱退した。

Corpinnatは、ペネデス地域の六つのワイン生産者により2015年に設立された団体である（写真8）。Corpinnatのホームページには、「CORPINNAT」という商標がEUIPO（欧州連合知的財産庁）及びWIPO（世界知的所有権機関）に登録されていることが記載されている⁴⁰。

表7で示したとおり、Corpinnatが掲げるワイン生産基準においては、ワインづくりに使用できるブドウをペネデス地域の対象エリア内で有機農法を用いて栽培されたもの（し

かも75%は自社畑で栽培されたもの）に限定し、ブドウ品種も地域の土着品種の使用義務を定めるなど、DOカバの生産基準上の条件と差別化を図っている。つまりこの団体は、ペネデス地域の土地柄を前面に押し出した地域ブランドの推進を意図している。

その後メンバーが九つに増えたCorpinnatは、DOカバの枠組みの中でCorpinnatというカテゴリーを認めること、つまり、ワインラベルにおいて「DOカバ」と「Corpinnat」の両方の表示を認めることを要求し、DOカバの原産地呼称統制委員会と交渉を続けてきたが、同委員会はCorpinnat側からの同要求に難色を示し続けた。結果として、2019年にCorpinnatの全メンバーはDOカバ制度から脱退することを表明した。CorpinnatのメンバーのうちGramonaやTorellóを含む四つの生産者は、DOカバ制度において2017年に設けられたCava de Paraje Calificado（本稿5.3）の認定も受けたが、結局、DOカバ制度から脱退してCorpinnatの枠組みの中でブランド展開をすることにした⁴¹。

なお、ペネデス地域を対象としている地理的表示として、DOカバ以外に、DOペネデスが存在する。そしてDOペネデスの枠組みには、DOペネデスの対象エリア内で有機栽培農法を用いて栽培されたブドウの使用義務を定めた（ただし地域の土着品種の使用義務はない）Classic Penedèsというカテゴリーが

40 Corpinnatのウェブサイト参照：<https://www.corpinnat.com/en/>

41 現在10のワイン生産者がCorpinnatに参画している。Corpinnatのウェブサイト参照：<https://www.corpinnat.com/en/>

存在する⁴²。同じエリアを対象とした CorpinnatとClassic Penedèsの違いを消費者に如何に明確に伝えていくかは今後の課題であろう。

写真8:Corpinnatを構成するワイナリーの代表者達⁴³



表7:DOカバとCorpinnatの認定条件における差異の例⁴⁴

	DO カバ	Corpinnat
ブドウ栽培地	DO カバの対象エリア全域	ペネデス地域の指定されたエリア内で栽培されたブドウを使用しなければならず、かつ、その75%は自社畑(又は長期の賃貸借契約に基づいて使用する農地)で栽培されたものでなければならない。
有機農法の実践義務	なし	有機農法で栽培したブドウのみ使用可能
ワインづくりに使用できるブドウ品種	DO カバの生産基準上で指定された品種(国際品種であるシャルドネ及びピノノワールを含む)であればどれでも使用可能	90%以上は Xarel·lo (チャレッコ) や Macabeo (マカベオ) を含む指定された土着品種を使用する義務あり。

6. 結びに代えて — 対立軸から生まれる伝統・文化の萌芽

強制力をもつ制度や、市場勢力を持つ主体に対する「対抗」「闘争」は、新たな伝統・文化を生み出す原動力となる。そうした対立軸から生まれてくる伝統・文化は、それ自体が、ある種の政治性を帯びている。これは食文化の分野のみならず、芸術・アートなどの分野でも頻繁に見られる現象である。

本稿で検証したDOCaリオハ、DOCaプリオラート、DOカバという三つの地理的表示に関するケースにおいても、こうした政治的な対立軸から様々な伝統・文化が萌芽する様子が見られたが、これに関連したいくつかの重要な分析視座について、以下に記したい。

政治的概念及び地域ブランディングツールとしてのテロワール

本稿の三つのケースにおいて、既存の制度に不満を抱いたワイン生産者が言及した重要な情報の一つは、自らが生産活動を行う土地の「テロワール (terroir)」は他の土地のそれとは違う、ということである。テロワールは、本来は土壌を意味するフランス語の言葉で、「ある産地で生産されるワインに共通にみられる独特の官能的特徴をもたらす当該産地の自然的・人的要因」を表すものとして、ワインの世界で頻繁に用いられる概念である(児玉, 2020b)。

テロワール言説は、フランスにおいて、フィロキセラ禍、大戦間期、AOC制度の設立、パリの審判、ワイン生産の新興国(新世界)

42 DOペネデスの現職地呼称統制委員会のウェブサイト参照：<http://www.dopenedes.cat/en/classicpenedes.php>

43 写真8は次のウェブサイトからの抜粋：<https://laclau.cat/els-nou-cavistes-agrupats-sota-la-marca-corpinnat-abandonen-la-do-cava-les-normes-son-incompatibles/do-cava-corpinnat/>

44 Corpinnatのウェブサイトには、Corpinnatへ参画するための条件をまとめた資料が掲載されている：<https://www.corpinnat.com/en/documents-en>

の台頭、そして世界遺産登録といった様々な重要契機を経ながら、政治的に、そして地域ブランディングのための道具として創作され、世界に広まってきたものであり、科学的根拠のもとに創出された概念ではない（児玉, 2021; 児玉, 2020b）。本稿で取り上げたスペインのケースにおいても、テロワール言説は、科学的根拠に基づく概念としてではなく、既存の制度に対抗するための「政治的なアイコン」として、そして個々のブドウ畑に関する地域ブランディングツールとして使われてきたといえよう。

他方でこのテロワール言説は、その発祥の地であるフランス・ブルゴーニュにおいて、階層型AOC制度に基づくワイン文化の根幹を支えてきた（児玉, 2021）。同言説は、DOCaリオハ、DOCaプリオラート、DOカバの既存の枠組みに導入された新しいカテゴリーとそこから育まれていく伝統・文化に対しても、重要な基盤を与えるであろう。

ブドウの木の樹齢

本稿で取り上げたスペインの三つのケースにおいては、「ブドウ栽培地間のヒエラルキー」を制度化するための指標として、「ブドウの木の樹齢」が用いられている（表3、表4、表6）。この背後には、「樹齢が高いブドウの木は、樹齢が低いブドウの木と比較して、より品質の高いブドウ、そしてより品質の高いワインを生み出す」という、ワインの

世界で普及した言説がある。しかしこの言説自体は、マーケティングツールとしては効果的なものであるが（例えば本稿4.1で述べた樹齢100年近いガルナッチャ種のブドウの木からつくられるL' Ermitaと呼ばれるワインの事例）、確固たる科学的根拠に基づくものではない（Robinson, 2015, pp.785-786）。

他方で、「ブドウの木の樹齢」が制度化されれば、必然的に、樹齢の高いブドウの木を保護しようという動機付けになる。それは、地域アイデンティティや地域コミュニティの発展、景観（ワインスケープ/winescape）の形成に寄与するであろう。また、その地を訪れる観光客へのアピールポイントにもなり、ワインツーリズムの推進にも貢献することが考えられる⁴⁵。

土着のブドウ品種の使用義務

DOCaプリオラートの事例においては、土着品種の使用割合が、五層構造のヒエラルキーを正当化するための指標として用いられている（本稿4.3）。DO Conca Del Riu Anoiaの案（表5）及びCorpinnat（表7）の事例においても、土着品種の使用義務が、既存体制と差別化を図るための重要要素として使われている。

ワイン産地の地域ブランド政策において、地域固有のブドウ品種の使用をアピールすることは、世界的によく見られる。しかし、特定品種の一定割合以上の使用義務を定めたス

45 こうしたことから、イタリアのシチリアにあるエトナ地区では、樹齢80年から140年のブドウの木が数多く残されていることをアピールポイントとして地域ブランド政策を推進している。また、同じような観点から、南アフリカでは、Old Vine Projectという名のプロジェクトが推進されている（<https://oldvineproject.co.za/>）。

ペインのDOリベラ・デル・ドゥエロ（Ribera del Duero）の枠組みを嫌って、そこから離脱した著名ワイン生産者のAbadia Retuertaのケース⁴⁶や、同じく特定品種の使用義務を定めたイタリアのDOCキャンティの枠組みを嫌った醸造家のGiacomo Tachisが、その枠組みにとらわれずにテーブルワインとして製造したSassicaia（サッシカイア）と名付けられたワインが国際的に高い評価を得て、後にブームとなる「スーパータスカン」の火付け役となったように、今後、DOCaプリオラートにおける土着品種の使用義務に反発する勢力が出てきて、既存制度に対する「差別化」運動を展開し、使用品種に関する新しい伝統・文化を創出していく可能性はあろう。

なお、本稿で取り上げたスペインの三つのケースにおいては、「ブドウ栽培地間のヒエラルキー」を正当化するために、「上位にあるカテゴリーのブドウ栽培地での収量上限を、下位にあるカテゴリーのブドウ栽培地での収量上限よりも、低く設定する」ということがなされている（表3、表4、表6）。この背後には「収量が下がれば品質が上がる」という言説がある。この言説は、確固たる科学的根拠をもたないにもかかわらず、ブルゴーニュの階層型AOC制度でも取り入れられ（児玉, 2021）、世界のワイン産地において広く普及しており、ワインづくりにおける一つの文化を形成している。この言説は、消費者に対しては、自分のブドウ栽培地と他者のそれとの「差異」を強調するためのマーケティ

ングツールとして使われているといえよう。

有機農法の実施義務

本稿で取り上げたDO Conca Del Riu Anoia案に関する事例（表5）、Corpinnatの事例（表7）、そしてClassic Penedèsの事例（本稿5.4）においては、既存制度との差別化をはかるために、有機農法の実施義務が定められている。この背景には、世界のワイン産地において環境保全型農法に対する関心が高まっており、オーガニックワイン市場も拡大傾向にあることがあろう（児玉, 2020a）。EU加盟国の中で最大の有機ブドウ栽培の面積をもつスペインでは、ワインに関する地域ブランド政策の一環として、今後さらに環境保全型の農法の採用にシフトしていくことが予想される。

他方で、環境保全型農業の実践は、明確な科学的根拠に支えられて、はじめて、文化として定着していく。そのためには、様々な専門研究機関との産学連携のもとでの研究が今後さらに進められる必要がある（児玉, 2020a）。

外部からの新しい評価軸としての「Robert Parker」

伝統・文化は、既存の評価軸に対して、外部から新しい評価軸が与えられることによってより活性化し、新しい価値を生み出していく。本稿で取り上げたケースにおいては、DOCaリオハの枠組みに対する反対運動の末にそこから脱退したArtadiのワイン（本稿

46 *Forbes* 2018年11月16日付記事：<https://www.forbes.com/sites/johnmariani/2018/11/16/with-no-official-appellation-spains-abadia-retuerta-wines-win-awards-on-their-own-merit/?sh=3bcd0c0b449c>

3.1)、そしてプリオラート復興の立役者となった「4人組」がつくるワイン（本稿4.1）に対して、世界的に著名なワイン評論家であるRobert Parkerが高い評価を与えたことが、それぞれのワイン生産者の国際市場進出への意欲を高め、それが、既存体制の改革へとつながっていったと考えられる。

Robert Parkerは、そのワイン業界に対する大きな影響力から、Parkerization（パーカーリゼーション）と称される現象⁴⁷を欧米のワイン産地で巻き起こし、様々な批判を受けてきた。しかし、Parkerの「新しい評価軸の提示者」としての役割は、極めて重要であったと言えよう。

スペインのワイン産地は「ブルゴーニュ化」できるのか

児玉(2021)で述べたとおり、「ブルゴーニュワイン」のイメージを「情報デザイン」という観点から捉えれば、その情報デザインの中核には階層型AOC制度があり、同制度をテロワール言説とヒエラルキー言説という創造性と虚構性の両方を携えた二つの言説が支えてきた、という構図がある。

この「ブルゴーニュワイン」という情報デザインは、ワイン生産者やジャーナリズム主体、ワイン資格関連産業、観光関連主体、ワイン研究者などを含む世界のワイン関係者の間で浸透し、それら多様な主体によって情報の再生産・再発信が繰り返される中で、人間

の社会的欲望を満たしながら、世界のワイン消費者の間で定着してきた。そしてその過程で、「ブルゴーニュワイン」という情報デザインについての評価形式（ブルデュー社会学における「美的性向」）が文化資本として世界のワイン界で蓄積され、その文化資本が「ブルゴーニュワイン」に関する多様な国際ビジネスを支えてきた（児玉, 2021）。

こうした大きな社会システムが、スペインのワイン産地に関して自律的かつグローバルに発展していくかどうか、スペインのワイン産地が「ブルゴーニュ化」できるかどうかの鍵を握る。

〈参考文献〉

- 児玉徹 (2021) 「ブルゴーニュワイン」の誕生と普及 - 創造性と虚構性を携えた情報デザインの観点から - 『流通経済大学流通情報学部紀要』 25(2) 75-131.
- 児玉徹 (2020a) 「ワイン及び日本酒に関する環境保全型の地域ブランド政策 - 関連事例の国際比較から見えてくるもの」 『流通経済大学論集』 55(3), 29-68.
- 児玉徹 (2020b) 「地理的表示はワインのテロワールを保証するのか ~ 法政策、科学、そして『創られた伝統』の相克の間で ~」 『流通経済大学論集』 55(2), 39-64.
- 竹中克行・齊藤由香 (2010) 『スペインワイン産業の地域資源論 - 地理的呼称制度はワインづくりの場をいかに変えたか』 ナカニシヤ出版
- González, Pablo Alonso and Eva Parga Dans (2018). The 'terroirist' social movement: The reawakening of wine culture in Spain. *Journal of Rural Studies*, 61.
- OIV (2019). 2019 Statistical Report on World Vitiviniculture.
- Robinson, Jancis (eds.) (2015). *The Oxford Companion to Wine*. Oxford: Oxford University Press.

本稿に掲載したインターネットリソースはすべて2021年3月4日に最終閲覧した。

47 Robert Parkerによるワイン評価において高い評価を得て、それをワインの市場価格に反映させるために、Robert Parkerが好む味に仕上がるようにワインづくりを行う現象のこと。